

東京都市計画緑地事業 第13号江戸川緑地の内「事業決定していない地域」の
事業化の中止を求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第153号

受理年月日 平成25年6月4日

付託年月日 平成25年6月13日

陳情者
.

陳情原文 篠崎公園地域の街づくりに関連して東京都市計画緑地事業 第13号
江戸川緑地の計画変更は、2008年1月10日の江戸川区都市計画審議会におい
て審議決定され、同年3月7日に告示されました。同時に、東京都市計画特別緑地
保全地区第7号浅間神社特別緑地保全地区の指定を行いました。この折、同時に、
東京都市計画事業補助288号ならびに286号道路等の変更を、地域からの4,
000人もの反対の意見書の願いを押し切って強行しました。

都立篠崎公園を中心としたこの街は、幟祭りの浅間神社をはじめ、700年の古
刹である妙勝寺、戦後まで残っていた篠崎小学校の押上分校など、文化の香り高い
施設と同じように存続している浅間幼稚園も含めて静かな農村であり街でした。

また、江戸川の堤防は、大正時代の改修により現在の堤防がつけられたと言わ
れています。

その後、「13号緑地」事業は、2008年その一部が事業認可され用地買収がす
められました。しかし、「13号緑地」の一部の事業決定の手続きは行われていま
せん。

事業決定がされなかったこの地域は、浅間神社と併せて篠崎公園地域の「特別緑
地保全地区」として、歴史と文化の大切な施設として残されるべき地域であると考
えます。

今ならまだ間に合います。事業決定を行うことなく、この地域の残すべき文化の
施設として存続できるよう、東京都市計画緑地事業 第13号江戸川緑地の内「事
業決定していない地域」の事業化の中止を求め陳情いたします。